

岩手県の最低工賃

「既製洋服製造業」 「電気機械器具製造業」

委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、営業所に帳簿を備え付けなければなりません。

- 1 上記の該当業種で次頁以降に掲げる業務を家内労働者に委託する場合は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません(家内労働法第14条)。
- 2 工賃は、原則として通貨でその全額を支払わなければなりません。ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便為替の交付、家内労働者の預金口座又は貯金口座への振込みにより支払うことができます。
工賃は、家内労働者から物品を受領した日から1か月以内、毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その日から1か月以内に支払わなければなりません(家内労働法第6条)。
- 3 委託者は、家内労働者と新しく委託契約を結んだときは、家内労働者に家内労働手帳を交付し、業務を委託したり物品を受領した都度、家内労働手帳に次の事項を記入しなければなりません(家内労働法第3条)。
 - (1) 新しく委託契約を結んだとき(基本委託条件の通知) 家内労働者の氏名・住所、委託者の氏名、営業所の名称・所在地、工賃の支払方法、物品の受渡し場所、不良品の取扱いに関する定めなど
 - (2) 業務を委託した都度(注文伝票) 委託年月日、品名及び委託業務の内容、納入させる物品の数量、工賃単価、納品の時期、工賃支払期日など
 - (3) 物品を受領した都度(受入伝票) 受領年月日、品名、受領した物品の数量、工賃単価、工賃支払額、製品の受領印など
- 4 委託者は、家内労働者ごとに、氏名や委託条件のほか、次の事項を記入した帳簿を営業所に備え付けておかなければなりません。この帳簿は、最後に記入した日から5年間保存しなければなりません(家内労働法第27条)。
 - (1) 業務を委託した都度 委託年月日、委託業務の内容、納入させる物品の数量、工賃単価、納品の時期、工賃支払期日
 - (2) 物品を受領した都度 受領年月日、受領した物品の数量
 - (3) 工賃支払の都度 支払年月日、支払工賃総額など
- 5 特定業務委託事業者が、業務委託(6か月以上のもの)を中途解除する場合は、原則として中途解除日の30日前までに特定受託事業者に予告しなければなりません(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第16条)。

委託状況届・家内労働死傷病届を労働基準監督署に忘れずに提出しましょう

1 委託状況届の提出

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合は遅滞なく、それ以降は毎年4月1日現在の状況を4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません(家内労働法第26条)。

2 家内労働死傷病届の提出

委託者は、委託した業務のため、家内労働者又は補助者がけがや病気で4日以上休業した場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を労働基準監督署に遅滞なく提出しなければなりません(家内労働法第26条)。

委託業務によるけがや健康障害を防止するため必要な措置をとりましょう

委託者は、委託業務に関して機械器具又は原材料などを家内労働者に譲渡、貸与又は提供する場合には、これらによるけがや健康障害を防止するため、次のような措置を講じなければなりません(家内労働法第17条)。

【措置事例】

- ・ プレス機械などに安全装置を取り付けること。
- ・ 機械の回転軸、バフ盤などに覆い・囲いを取り付けること。
- ・ 業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を記載した「作業心得」などの書面を家内労働者に交付すること。
- ・ 有機溶剤、有機溶剤を含んだ絵具・接着剤、鉛化合物を含んだ絵具・釉薬については、漏れたり発散するおそれのない容器を使用し、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を表示すること。

詳しいことは下記へお問い合わせ下さい

岩手労働局 労働基準部 賃金室 019-604-3008

盛岡労働基準監督署

019-604-2530

一関労働基準監督署

0191-23-4125

宮古労働基準監督署

0193-62-6455

大船渡労働基準監督署

0192-26-5231

釜石労働基準監督署

0193-23-0651

二戸労働基準監督署

0195-23-4131

花巻労働基準監督署

0198-23-5231

岩手県既製洋服製造業最低工賃

1 適用する家内労働者 岩手県の区域内で女子・男子既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する
家内労働者

2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 女子既製洋服製造業に係るまとめの業務

次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工程	規格	金額			
		単位	ワンピース 又は ブラウス	ジャケット 又は コート	スカート 又は スラックス
千鳥がけ	長さが3cm間に6個以上	1か所につき	10円	11円	10円
星入れ	長さが3cm間に3針以上	10cmにつき	16円	16円	
まつり	長さが3cm間に4針以上	10cmにつき	10円	10円	9円
スナップ付け	スナップの大きさ共通	1組につき	23円	23円	23円
かぎホック付け	前かん、大きさ共通	1組につき	21円	21円	21円
	スプリングホック、大きさ共通	1組につき	23円	23円	23円
玉縁ボタンホール	見返しまつり3.5cm以内	1個につき	15円	15円	
かんぬき止め	スリット、箱ポケット	1か所につき	7円		
ボタン付け	根巻きなし	1個につき	8円	11円	7円
	根巻きあり	1個につき	10円	12円	9円
	力ボタン付き、根巻きあり	1個につき	12円	13円	12円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ共通	1か所につき	6円	6円	6円
ペント止め	×印しつけ止め	1か所につき	8円	8円	8円
セッパ止め	3針以上	1か所につき	4円	4円	4円
腰裏タッキング止め	3針以上	1か所につき			5円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	8円	8円	8円
肩パット付け	3か所以上、ループ止め	1組につき	31円	31円	
糸くず取り		1枚につき	25円	25円	17円

(2)男子既製洋服製造業に係るまとめの業務

次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工 程	規 格	金 額			
		単 位	背広上衣 又は ジャケット	コート	スラックス
上襟付けまつり	針目が 3 cm 間隔に 6 針以上	1 枚(30 cm)につき	42 円		
そで付け裏まつり	針目が 3 cm 間隔に 9 針以上	1 枚(60 cm × 2)につき	176 円		
前裏すそまつり	針目が 3 cm 間隔に 5 針以上	1 枚(30 cm × 2)につき	65 円		
見返し 7mm 星入れ	針目が 3 cm 間隔に 4 針以上	1 枚(45 cm × 2)につき	101 円		
そで口裏まつり	針目が 3 cm 間隔に 9 針以上	1 枚(32 cm × 2)につき	75 円		
背裏鎖止め	鎖糸ループの長さ 1 cm	1 枚につき	15 円	19 円	
ペントまつり	針目が 3 cm 間隔に 6 針以上	10 cm につき	20 円	25 円	
ペント止め	2 本糸で × 印しつけ止め	1 か所につき	10 円	9 円	
ボタン付け	大・中ボタン(4 つ穴)、糸足つき根巻きあり	1 個につき		16 円	
	中ボタン(4 つ穴)、根巻きあり	1 個につき	12 円		
	小ボタン(4 つ穴)、根巻きなし	1 個につき	10 円	14 円	
	小ボタン、糸足つき根巻きあり	1 個につき			12 円
腰裏タッキング止め	3 針以上	1 か所につき			3 円
腰裏後端まつり	針目が 3 cm 間隔に 10 針以上	1 本につき			11 円
前立てまつり	針目が 3 cm 間隔に 6 針以上	1 本につき			14 円
天ぐ裏まつり		1 本につき			14 円
シックまつり		1 本につき			26 円
小またちどり		1 本につき			16 円
内またちどり		1 本につき			20 円
尻縫目ちどり		1 本につき			15 円
糸くず取り		1 枚につき	32 円	92 円	29 円

発効年月日 令和 4 年 6 月 1 日

岩手県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 岩手県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
電子部品(印刷回路基板に用いるものに限る。)	リード線の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 54 銭
	リード線の切り	2本のリード線について行うもの	1個につき 60 銭
	コイルの巻線(巻線機を使用するものに限る。)	ボビン径が30ミリメートル以内、線径が0.8ミリメートル以下の導線で、かつ、巻数25回以下のもの	1個につき 2円60銭
	コイルのからげ	線径0.05ミリメートル以上0.2ミリメートル以下の導線を、端子2本にそれぞれ2回以上からげるもの	1個につき 1円90銭
	コンデンサーの外観検査	素地のキズ、汚れ、リード線の曲がりの検査をバラ状で行うもの	1個につき 8銭
ワイヤーハーネス	コネクター端子差し(電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)	自動車用で、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子につき 37銭
		自動車用以外のもので、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子につき 32銭
	チューブ通し(電線の被覆を保護するため電線を丸チューブに通し入れることをいう。)	自動車用で、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ1本につき 60銭
		自動車用以外のもので、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ1本につき 51銭
トランス	手作業によるコア詰め (E・Iコアを詰め込むものに限る。)	長さが35ミリメートル以上48ミリメートル以下で、かつ、厚みが0.5ミリメートルのコアを25枚以上35枚以下の枚数詰め込むもの	1個につき 12円67銭

発効年月日 令和7年6月1日